

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年3月31日（平成28年（行情）諮問第281号）

答申日：平成30年4月23日（平成30年度（行情）答申第14号）

事件名：平成27年司法試験問題漏えい事案に関する司法試験考査委員等からの聴取報告書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書6（以下「本件対象文書」という。）につき、その全てを不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月8日付け法務省人試第157号により法務大臣（以下「法務大臣」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

本件不開示決定は法5条1号、4号、5号及び6号を理由とするものである。

しかし、具体的にいかなる理由により不開示情報に該当するかが分からないから、これを明らかにしてもらうために異議申立てをする。

（2）意見書

ア 平成27年司法試験問題漏えい事案において、受験生Aは、特定考査委員の国家公務員法違反（守秘義務違反）について、少なくとも教唆犯又は幫助犯の関係に立つ。

そのため、特定考査委員及び受験生Aの個人識別情報は、慣行として公にすることが予定されている情報であるといえるから、法5条1号ただし書イに該当する。

イ 特定個人事件に関する平成13年3月14日付の最高裁判所調査委員会報告書が、平成13年3月19日開催の第52回司法制度改革審議会の配布資料にされたり、現在も首相官邸HPや特定議員のH

Pで公表されたりしている結果として、司法行政事務にどのような弊害が発生しているかが分かる文書を、最高裁判所は作成又は取得していない。

また、平成22年12月付の「いわゆる厚労省元局長無罪事件における捜査・公判活動の問題点等について（公表版）」を現在も法務省HPで公表している結果として、検察庁の事務にどのような弊害が生じているかが分かる文書を、法務省は作成又は取得していない。

さらに、特定考査委員が国家公務員法違反（守秘義務違反）で在宅起訴された平成27年10月7日の翌日、本件不開示決定等が出されているから、特定考査委員の捜査は既に終了していた。

そのため、本件文書は法5条4号ないし6号に該当しない。

ウ 法5条1号に該当しないことについて

（ア）本件受験生が平成X年に特定高校を卒業し、平成Y年に特定大学特定学部特定学科を卒業したAであることは、インターネット上で広く知られているし、本件受験生のプライバシー情報は特定雑誌等の週刊誌でも報道されている。

また、平成27年9月10日の参議院法務委員会の質疑応答において、本件受験生の氏名すら明らかにしないことについて、質問をした前川清成参議院議員（修習42期）の理解を全く得ることができなかった。

そのため、少なくとも本件受験生の氏名は法5条1号ただし書イに該当する。

（イ）寺田逸郎最高裁判所長官は、平成28年1月1日付の「新年のことば」において、「裁判所が扱っている情報には、当事者が社会に明らかにならないことを望む機密性の高い情報が多く含まれています。国民、利用者の信頼を損なうことのないよう、組織的対応を怠らないばかりでなく、職員一人一人が、所定のルールの意味を理解し、これを厳守することを徹底していただきたいと強く願います。」と述べている。

ところで、東京地裁が外部の出版社に対して判決書写しを貸与する場合、所長、事務局長、民事代行等の決裁を得た上で、判決書の借用書を提出させるか、民事訟廷庶務係の定期貸出先についていえば判決書貸出ファイルに記載することとなっており、事件関係者の氏名、住所等を仮名処理し、個人として特定できないようにすれば、判決内容を判例雑誌等に掲載してよいとしている。

そして東京地裁は、このような取扱いに関して、平成27年11月2日までの過去5年間、プライバシー侵害、守秘義務違反等を理由に事件当事者から抗議文等を寄せられたことはないし、事件当事

者から情報提供に関する同意書を取り付けたということもない。

つまり、東京地裁は、事件当事者が社会に明らかにならないことを望む機密性の高い情報を、事件当事者の同意を得ることなく外部の出版社に提供した上で、個人として特定できないようにすれば、判決内容を判例雑誌等に掲載してよいとまでしているにもかかわらず、事件当事者から何の抗議も受けていない。

そのため、このような東京地裁の取扱いをも考慮すれば、平成27年司法試験問題漏えい事案に関する調査に関連する情報は、個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないから、法5条1号に該当しない。

平成27年司法試験問題漏えい事案に関する調査に関連する情報（聴取事実、聴取時期、供述内容及び提出資料の内容等を含む。）は、考査委員としての職務の遂行内容に密接に関連する情報であるから、法5条1号ただし書ハに該当する。

エ 法5条4号に該当しないことについて

（ア）特定個人Bは、平成25年11月16日から同年12月31日にかけて、「なぜ捜査当局は極秘の捜査情報をマスコミにリークするのか」と題する記事を特定ウェブサイトで発表しているところ、それによれば、警察や検察の幹部はマスコミに対して捜査情報をリークし、それによって種々のデメリット（①捜査に与える悪影響、②リーク報道の不正確さ、③既成事実化）が発生しているものの、それを遥かに上回るメリット（①既成事実化、②風を吹かせる、③わざわざ転じて、④ガス抜き、⑤基本はマスコミと仲良く、⑥名誉欲や動機付け、⑦不発弾処理、⑧予算取り）が存在するから、リークが続けられており、捜査当局のリークを裏付ける取材メモまで存在しているとのことである。

つまり、検察庁は、重大事件の場合、自らマスコミに対して極秘の捜査情報をリークしているようである。

（イ）特定検察審査会の起訴議決に基づき特定年月日に起訴された特定刑事事件の場合、検察庁は、①特定月から特定月までの間、及び②起訴相当の議決があった特定月から特定月までの間、捜査を遂行していたと思われる。

その一方で、政府は、検察庁による捜査中であった特定日、内閣官房HPにおいて特定事故関係者のヒアリング記録を公表するに至ったものの、それによって、関係者間の口裏合わせ等の罪証隠滅工作は発生していないと思われる。

（ウ）平成27年9月10日の参議院法務委員会の質疑応答において、捜査中であることを理由に法務大臣が、平成27年司法試験問題漏

えい事案に関する事実関係の詳細を明らかにしないことについて、質問をした前川清成参議院議員（修習４２期）の理解を全く得ることができなかった。

(エ) そのため、本件文書が公開されたとしても、被告が主張するような弊害は生じないといえるから、本件文書は法５条４号に該当しない。

オ 法５条５号に該当しないことについて

特定考査委員は平成２８年度以降の司法試験の問題作成に関与することはないのであるから、少なくとも特定考査委員の不適切な職務遂行に関する部分を公開したとしても、考査委員の率直な意見の交換が「不当に」損なわれるとはいえない。

また、少なくとも平成２７年司法試験における憲法分野の問題作成の過程に大きな問題点があったことは明らかなのであるから、この部分が公開された結果、強度の苦情申立てや非難に発展したとしても、考査委員の率直な意見の交換が「不当に」損なわれるとはいえない。

さらに、司法試験漏えい事件に関する司法試験委員会の対応は、その重要性からすれば歴史的検証にさらされるべきものであるから、事後的な批判や非難が生じたとしても、司法試験委員会の意思決定の中立性が「不当に」損なわれるとはいえない。

そのため、本件文書の相当部分は、法５条５号に該当しない。

カ 法５条６号に該当しないことについて

(ア) 司法試験の実施一般に対する支障は大きくないこと

司法試験の問題の作成時期及び採点の方針が正確に開示された場合にどのような受験対策が可能になるのかの具体的説明がないし、誤った理解に基づく憶測や風聞が流布されることはなくなるといえる。

また、どの考査委員がどのような発言をしたかを分からないようにしておけば、個別の考査委員に対する外部からの問い合わせ、非難等が殺到する事態にはならないといえる。

そのため、司法試験の実施一般に対する支障は大きくないといえる。

(イ) 司法試験漏えい事件の調査に対する支障は大きくないこと

前述したとおり、捜査当局は極秘の捜査情報をマスコミにリークしており、関係者の供述内容が逐一公にされることがあるものの、それによって捜査に顕著な支障が生じているわけではない。

そのため、司法試験漏えい事件の調査に対する支障は大きくないといえる。

(ウ) 将来における類似の調査一般に対する支障は大きくないこと

例えば、福島原発事故に関する政府事故調査委員会の場合、取扱い嚴重注意とされ、本人が公表を望まなかった吉田昌郎福島第一原発所長のヒアリング記録が平成25年7月9日の本人死亡後に公表されるなど、平成27年9月24日時点で累計246人のヒアリング記録が事後的に公表されているものの、それによって何らかの弊害が生じているわけではないと思われる。

そのため、将来における類似の調査一般に対する支障は大きくないといえる。

(エ) 小括

以上のとおりであるから、本件文書の相当部分は法5条6号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 司法試験制度及び平成27年司法試験問題漏えい事案について

(1) 司法試験制度について

ア 司法試験の概要

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士といった法曹実務家となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験である（司法試験法1条1項）。

司法試験の受験資格者は、法科大学院を修了した者、又は、司法試験予備試験（以下、第3において「予備試験」という。）に合格した者であり、これらの者が受験資格を取得してから最初の4月1日から5年を経過するまでの間、司法試験を受験することができる（同法4条1項）。

司法試験は、毎年1回、5月中旬頃に実施され、短答式試験と論文式試験による筆記の方法で行われている（同法2条1項）。

イ 司法試験の運営体制の概要

司法試験に関する事項を適正に管理するために、国家行政組織法8条及び司法試験法12条1項の規定に基づき、法務省の所轄の下に、委員7名から構成される司法試験委員会が置かれ、司法試験委員会において、司法試験の実施に関する事務等をつかさどる（同法12条2項）。

司法試験委員会の庶務は、法務省大臣官房人事課が行うとされ（司法試験委員会令7条）、同課所属の法務省職員において、司法試験委員会の庶務を行っている。

司法試験委員会の下には、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるための司法試験考査委員（以下「考査委員」という。）が置かれている（同法15条1項）。

考査委員は、司法試験委員会の推薦に基づいて、司法試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣によって、毎年の試験ごとに任命されており、非常勤の国家公務員である（同法15条2項，3項）。

考査委員には、問題作成の段階から関与し、採点、合格者の判定に至る全過程の職務に従事する考査委員（以下、第3において「問作委員」という。）と、採点の段階から関与し、合格者の判定までの職務に従事する考査委員（以下、第3において「採点委員」という。）がある。

問作委員は、試験実施前年の10月頃に任命されてから5月の試験実施までの間、問題の作成を行い、試験実施後、論文式試験答案の採点、合格判定などの職務に従事し、採点委員は、試験実施後である6月頃に任命されてから、問作委員とともに論文式試験答案の採点、合格判定などの職務に従事している。

（2）平成27年司法試験の実施状況

平成27年司法試験は、平成27年5月13日，14日，16日，17日の4日間にわたり、全国7試験地において実施されており、開始初日から3日間にわたり論文式試験が実施され、最終日に短答式試験が実施された。

その後、同年6月4日、短答式試験の成績発表が行われ、短答式試験の合格に必要な成績を得た者については、引き続き、考査委員によって、論文式試験答案の採点が行われた。

同年9月7日の考査委員会議において、平成27年司法試験の合格者の判定が行われ、同判定に基づき、同日、司法試験委員会において、平成27年司法試験の合格者が決定された上、翌8日、その合格発表が行われた。

（3）平成27年司法試験問題漏えい事案の概要

特定大学法科大学院法務研究科教授であった特定考査委員は、平成26年10月17日、平成27年司法試験の考査委員に任命され、公法系科目（憲法分野）担当の問作委員として、平成27年司法試験の問題作成等の職務に従事していた。

特定考査委員は、平成27年司法試験の実施前に、特定大学法科大学院修了者であった受験者Aに対して、平成27年司法試験の問題を教示した上、論述すべき事項について詳細に指導するという漏えい行為を行った。

（4）漏えい事案発覚後に採られた措置

平成27年8月上旬頃、受験者Aの答案を採点していた考査委員から情報提供がなされたことを端緒として、司法試験委員会において秘密裏

に調査を開始し、調査の結果、特定考査委員による上記漏えい行為を認めるに至った。

同年9月8日、司法試験委員会は、特定考査委員を国家公務員法違反（同法109条12号，100条1項，守秘義務違反）の事実で東京地方検察庁に刑事告発し、同日、法務大臣は、特定考査委員を平成27年司法試験考査委員の地位から解任した。

また、受験者Aについては、同月5日、司法試験委員会において、司法試験法10条の規定に基づき、平成27年司法試験の受験を禁止して採点の対象から除外するとともに、将来についても5年間、司法試験及び予備試験の受験を禁止するとの行政処分を行った。

司法試験委員会は、同月8日、漏えい事案の概要、特定考査委員及び受験者Aについて採られた措置の内容、及び、漏えい事案発生の原因を詳しく調査するとともに再発防止策を検討するためのワーキングチームを設置するとの方針を公表した。

(5) 公表後の経緯

平成27年9月15日、司法試験委員会の下に、法曹実務家7名から構成された、「司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム」（以下、第3において「ワーキングチーム」という。）が設けられた。

ワーキングチームにおいては、原因究明の調査、及び、再発防止策の検討を進め、同年10月21日、「平成28年司法試験考査委員の体制に関する提言」を取りまとめ、平成28年司法試験について、研究者・実務家を問わず、法科大学院において現に指導をしている者は司法試験の問題作成に従事しないことなどを提言し、同日、司法試験委員会において、同提言の基本方針に従って、平成28年司法試験の考査委員の推薦を行っていくことを決定した。

その後も、ワーキングチームにおいては、引き続き、関係者に対するヒアリング等の原因究明の調査及び再発防止策の検討を進めている。

なお、特定考査委員は、平成27年10月7日、国家公務員法違反（同法109条12号，100条1項，守秘義務違反）の事実により起訴され、同年12月10日、第1回公判において、起訴事実を認め、同月24日、懲役1年執行猶予5年の判決の言渡しを受け、平成28年1月8日、同判決が確定した。

2 不開示とした理由について

(1) 不開示決定した行政文書について

異議申立人は、平成27年9月8日付け同人作成に係る行政文書開示請求書において、「平成27年度司法試験の憲法の問題が漏洩していた事件」に関して「法務省が作成し、又は取得した文書」の開示を求めた

ものである。

この点、「平成27年度司法試験の憲法の問題が漏洩していた事件」、すなわち、前述の平成27年司法試験問題漏えい事案に関して「法務省が作成し、又は取得した文書」は、同年10月8日付け不開示決定書（以下、第3において「不開示決定書」という。）に記載のとおり、①平成27年司法試験問題漏えい事案の告発に関連する文書、②同事案に関する司法試験考査委員等からの聴取報告書、③同事案に関する書面等の入手報告書、④同事案に関する法務省等による調査報告書、⑤同事案の関係者等からの陳述書及び上申書、⑥同事案に係る司法試験委員会決定に関する文書により構成される。

(2) 本件対象文書を開示しないこととした理由について

本件対象文書については、上記不開示決定書記載のとおり、関係者の氏名等特定の個人を識別することができる個人情報に記載されていること（法5条1号）、公にすることにより、国家公務員法違反等の犯罪の予防、捜査、及び、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されていること（法5条4号）、国家機関である考査委員や司法試験委員会の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報が記載されていること（法5条5号）、公にすることにより、司法試験の実施業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されていること（法5条6号）から、一部の文書を除いて開示しない旨の決定を行ったところである。

異議申立人は、上記不開示決定書について、具体的にいかなる理由により不開示情報に該当するかが分からないとするが、上記(1)のとおり文書の特定を行うことにより、本件対象文書につき、その性質上、上記各事由に該当することは自ずと明らかである。

3 異議申立人の主張に理由がないことについて

(1) 本件対象文書の性質について

本件対象文書については、不開示決定書に記載した上記2(1)記載の①ないし⑥の内容以上に個別の文書の特定を行うこと自体により、後述のように、法5条1号、4号、5号、6号の各号に該当する事由を生じ得るものであるが、本件異議申立てがなされていることに鑑みて、不開示の理由をより具体的に明らかにするため、極力弊害の少ない範囲内において、本件対象文書の性質に触れた上、異議申立人の主張に理由がないことを指摘する。

まず、本件対象文書のうち、①平成27年司法試験問題漏えい事案の告発に関連する文書は、特定考査委員に対する国家公務員法違反の事実に基づく告発状及びその関係書類であって、司法試験委員会において捜

査機関に提出した告発関係書類の写しである（なお、当該文書のうち告発状については、異議申立人に対して、本件開示請求時に既に公表されていた事実に関する記載の範囲内において、部分開示済みである。）。

次に、本件対象文書のうち、②平成27年司法試験問題漏えい事案に関する司法試験考査委員等からの聴取報告書は、漏えい事案の調査の過程において、特定考査委員、受験者A、公法系科目（憲法分野）の考査委員等の関係者から聴取した内容等を記載した聴取報告書及びこれに類する文書である。

また、③の平成27年司法試験問題漏えい事案に関する書面等の入手報告書は、一連の調査過程において、聴取対象者その他の者から入手した資料を添付するなどした報告書及びこれに類する文書である。

次に、④の平成27年司法試験問題漏えい事案に関する法務省等による調査報告書は、調査過程において、受験者Aを含めた司法試験受験者の答案や成績の分析をはじめ様々な調査を行った結果を取りまとめた報告書及びこれに類する文書である（なお、事案の公表を目的として、分析結果等につき支障のない範囲で記載して作成した「平成27年司法試験考査委員の不正行為について」と題する文書については、異議申立人に開示済みである。）。

⑤の平成27年司法試験問題漏えい事案の関係者等からの陳述書及び上申書は、調査に関わった関係者が作成した陳述書や上申書である。

最後に、⑥の平成27年司法試験漏えい事案に係る司法試験委員会決定に関する文書は、司法試験委員会における、受験者Aに対する行政処分決定に際して作成された関係書類である（なお、当該文書のうち「行政手続法に基づく弁明の機会の付与について（通知）」と題する文書及び「司法試験法第10条の規定に基づく決定について（通知）」と題する文書については、異議申立人に対して、受験者A等の個人情報に該当する箇所を除いた上、部分開示済みである。）。

以上のとおり、本件対象文書の内容を公にすることは、平成27年司法試験漏えい事案についての調査過程の全体像を明らかにすることに等しく、本件対象文書につき、その性質上、法5条1号、4号、5号及び6号に該当する文書であることは明らかである。

以下、その理由を更に詳述する。

（2）法5条1号該当性について

本件対象文書には、受験者A、特定考査委員、聴取対象となった考査委員及びその他の受験者の氏名や住所に加え、聴取時における供述内容や提出資料の内容その他の関連情報が記載されており、これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（法5条1号）に該当する。なお、特定考査委員を含む考査委員は、非

常勤の公務員であるが、本件の漏えい事案に関する調査に関連する情報（聴取事実、聴取時期、供述内容及び提出資料の内容等を含む。）に関しては、考査委員としての職務の遂行内容そのものではなく、公にすれば当該考査委員の権利利益を害するおそれが認められる情報であるから、法5条1号ただし書には該当するものではない。また、以下のとおり、本件対象文書は、法5条4号、5号、6号に該当する情報が記載されていることから、個々の文書のこれらの個人情報部分を除いたとしても部分開示（法6条1項）することができない。

（3）法5条4号該当性について

本件対象文書は、本件開示請求が行われた平成27年9月8日段階で存在していた平成27年司法試験漏えい事案に関する文書の全てであるところ、同事案については、上記1（4）記載のとおり、同日付けで、司法試験委員会による刑事告発が行われている。すなわち、本件対象文書は、実際に捜査機関に提出されたものであるか否かを問わず、刑事告発という判断の前提となった情報を記載したものであり、本件対象文書を公にすれば、司法試験委員会が刑事告発すべきと判断するに至った経緯、具体的には、受験者Aの答案の採点を担当した考査委員からいかなる情報提供が行われたのか、その後、どのような調査が行われ、どのようにして漏えい事実を認めるに至ったのか、どのようにして漏えいの主体が特定考査委員であると判断するに至ったのかなどの点について、その過程を含め、具体的に明らかにされることになる。

ところで、刑事告発は、捜査機関に対し、犯罪事実を申告して、犯人の処罰を求める意思表示であり（刑事訴訟法239条）、一般に、捜査の初期段階になされてその端緒となることもある。このため、本件のように行政機関による調査に基づいて告発が行われた場合、行政機関の告発根拠となった資料をそのまま公にするとすれば、捜査の初期段階において捜査機関が把握し得た情報内容を推知させることにつながり、さらには、その後の捜査経過を推知させることにもつながりかねない。また、捜査の端緒は様々であると考えられるところ、行政機関において特定の段階において把握していた情報の範囲が明らかにされることにより、それとの対比により、密行性が高い内偵捜査の状況が推知されることもあり得る。また、実際に捜査経過が推知されない場合であったとしても、公にされた情報が捜査経過に対する誤解や誤認につながるおそれもある。一例を挙げれば、調査の過程に関する情報が捜査経過を推知させる結果、類似事案の発覚を免れるために悪用されるなどといったことが挙げられる。

本件対象文書の内容を公にすることについては、特定考査委員の刑事事件の捜査が進行中であった本件開示請求の段階や公判係属中であった

不開示決定の段階において、捜査・公判に予断を生じるなど直接の支障が生じ得る状況であったことは言うまでもないが、刑事事件が確定した現段階においても、本件対象文書を公にすることにより、上記のように捜査経過が推知されたり、捜査経過に対する誤解、誤認が生じるおそれがあり、それに伴い、同種犯罪の発覚の回避に情報が悪用されたり、弁解に悪用されたりするなど、将来における捜査・公判に一般的に支障を生じることになりかねない。

以上のとおり、本件対象文書に記載された情報を公にすることについては、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ（法5条4号）が認められる。

（4）法5条5号該当性について

本件対象文書には、公にすることにより、国の機関である考査委員及び司法試験委員会における審議、検討又は協議に関する情報であり、かつ、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報（法5条5号）が記載されている。

ア 考査委員による審議、検討又は協議に生じる支障

（ア）司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定は、考査委員が行うこととされており（司法試験法15条1項）、考査委員は、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者から司法試験委員会の推薦に基づき任命される（同条2項）非常勤の国家公務員であり、「国の機関」（法5条5号）である。そして、個々の考査委員の氏名及び所属等は公表されている。

（イ）司法試験は、国家試験として行われている資格試験であることから、受験者の学識・能力等の的確な判定のために、問題や採点方針に関する検討や協議が充実している必要があることはいうまでもない。特に、平成18年以降に実施された新たな司法試験においては、「知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。」（司法試験法3条4項）との方針がとられ、そのために、複合的な事実関係に基づく比較的長文の事例を出題するなど様々な工夫がなされているところ、かかる方針を実現するためには、個々の考査委員の専門的知識、学識経験等に基づいて柔軟な問題作成や採点が行われるとともに、考査委員間の自由闊達で率直な意見交換が行われる必要が極めて高い。

考査委員において、自らの学識及び良心に従って中立・公正に議論を行うことができるようにするため、司法試験における問題作成等の基本方針の決定や合格判定に関わる考査委員全体による会議ですら非公開を原則としているが（司法試験委員会令2条1項、2項、

司法試験委員会議事細則 9 条) , 具体的な問題作成や採点方針の策定のために科目・分野ごとに行われる個別の会議においては, なおさら自由闊達な議論が確保される必要性が高く, その状況を公にすることはおよそ考えがたい。

他方, 問題や採点方針に関しては, 受験者の成績, 合否に直結するものであることから, 多くの受験者及びその他の関係者の関心事であることは当然であり, 現に司法試験委員会の事務局には, 成績通知後等において, 個々の受験者からの問合せが電話等で日常的に多数寄せられている。そして, 問作委員間の役割分担や協議内容等の具体的な問題作成の過程が公になれば, その内容を踏まえ, こういった問合せ等がより一層増加することは明らかである。過去には, 考査委員や法務省幹部などが脅迫を受けた事例も存在するところ, 司法試験に関わる事柄がかかる事例の発生につながるほど関係者にとって切実な問題となり得ることを示しており, かかる事例に至る以前の疑問や不満を感じる関係者はそれよりもはるかに多いのであって, 問題作成の過程が公になれば, それに対する疑問や不満が生じ, 様々な照会や働きかけ等がなされる蓋然性がより高まることが明らかである。

(ウ) 本件対象文書には, 後述のとおり, 考査委員間で行われた問題作成や採点の方針に関する協議の内容に関する情報が多々記載されている。そして, そのような情報を公にすることとなれば, 平成 27 年司法試験の受験者のみならず, 過去の受験者等を含めた関係者から, その協議過程に対して疑問や批判がなされることが容易に想定できる。そういった指摘は, 常に正当なものとは限らず, 試験結果に対する不満等を背景にしたものであることも十分考えられる。しかも, こういった指摘や問合せは, 事務局ではなく, 協議に関わった個々の考査委員に対して直接行われることがあり得る。また, こういった指摘や問合せは, 場合により, 強度の苦情申立てや非難に発展することもあり得る。特に, 考査委員による漏えいという考えがたい事態が生じ, 平成 27 年司法試験における憲法分野の問題作成の過程が大きく注目されている状況であることからすれば, 上記のおそれは大きいと言わざるを得ない。

そして, 考査委員において, 適切に問題を作成したり, 採点方針を策定したりするためには, 個々の受験者の有利・不利という観点ではなく, 自由な発想に基づいて様々な意見を提示し, 考査委員間で闊達な議論を行うことが必要不可欠であることから, 上記のような事態が発生すれば, 考査委員の活動に萎縮的效果をもたらすこととなり, 良心に従い, 自由かつ公正中立に問題を作成したり, 採点

方針を協議したりすることが著しく困難とならざるを得ない。

(エ) 以上のとおり、本件対象文書を公にした場合、考査委員の審議、検討又は協議に支障を生じるおそれが認められる。

イ 司法試験委員会による審議、検討又は協議に生じる支障

(ア) 司法試験委員会は、法務省に設置され（司法試験法12条）、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから法務大臣により任命される委員7名から構成され（司法試験法13条）、司法試験及び予備試験を実施すること等のその権限に属せられた事項を処理することをつかさどる（司法試験法12条2項）「国の機関」である（法5条5号）。そして、法律により司法試験委員会の権限に属せられた事項の中には、不正の手段によって司法試験や予備試験を受け、若しくは受けようとした者等に対し、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により5年以内の期間を定めて司法試験を受けることができないようにする処分を行うことなども含まれている（司法試験法10条）。なお、司法試験委員会の委員についても、氏名及び所属が公表されている。

(イ) ところで、司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であることから（司法試験法1条1項）、実施方針の確定や合格者の決定等の司法試験委員会の権限を適切に行行使するためには、個々の司法試験委員会委員において、その専門的知識、学識経験等に基づいて、自由闊達で率直な意見交換を行い、各々の所属・立場を超えて、公正中立に意思決定を行うことが必要不可欠である。このため、司法試験委員会会議は原則非公開とされている（司法試験委員会議事細則5条）。

特に、平成27年司法試験問題漏えい事案に関しては、司法試験委員会の役割の一環として、特定考査委員による漏えいの実事の有無、受験者Aに対する行政処分の必要性及びその内容、特定考査委員に対する刑事告発等の措置の必要性など様々な事項について、状況に応じた適切な判断が必要とされたところであり、本件対象文書は、その際の判断資料や判断状況に関する文書でもある。本件のような特異な事案の発生を受け、状況に応じて適切な判断を行うためには、司法試験委員会委員において、その所属や立場を超え、率直かつ柔軟な意見交換を行うことが必要不可欠であったところ、その判断の前提資料や判断過程が公にされれば、それらに対する事後的な批判や非難が生じ、それに伴い、将来における司法試験委員会における自由闊達な議論が損なわれることになりかねない。また、一連の判断過程は、その全てが文書化されているものではないところ、

断片的な情報が公になることに伴い、判断過程に対する誤解や誤認が生じるおそれもある。

以上のとおり、本件対象文書を公にした場合、司法試験委員会の審議、検討又は協議に支障を生じるおそれが認められる。

(5) 法5条6号該当性について

本件対象文書には、国の機関である司法試験委員会が行う司法試験の実施業務等に関する情報で、かつ、公にすることにより、司法試験の実施業務等の適正な遂行に対して、以下の支障を及ぼすおそれのある情報（法5条6号柱書き及びイ）が記載されている。

ア 司法試験の実施一般に対する支障

(ア) 問題や採点方針の策定経緯や採点結果等が公にされることに伴う支障

本件対象文書には、司法試験の問題や採点方針の策定経緯やその内容、受験者の答案や成績の分析結果に関する情報等が多数含まれており、それらは、試験の根幹に関わる極めて秘匿性の高い情報である。そして、例えば、司法試験の問題がいつどこでどのようにして作成されているのか、採点の方針についてはいつどこでどのように協議されているのかなどの、従来公にされていなかった事柄の情報について、一般に周知させることとなれば、それを踏まえた受験対策が流布するなどの事態が想定されるところ、それに伴い、行き過ぎた対策により学識・能力の判定が困難になるのみならず、部分的な情報を元にした誤った理解に基づく憶測や風聞が流布され、受験者の学修方法がそれに左右されるなどの弊害が生じるおそれがある。また、同様に、受験者の答案や成績の分析結果についても、これを公にすれば、その内容を踏まえた誤った憶測や風聞が流布され、受験者の学修方法等に影響を及ぼすなどするおそれが認められる。

以上のとおり、本件対象文書に記載されている問題作成や採点の方針に関する情報が公にされることとなれば、司法試験による適正な学識・能力の判定が阻害され、司法試験の実施業務の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 考査委員に生じる負担に伴う支障

本件対象文書が公にされることとなれば、上記(4)ア記載のとおり、考査委員間における問題作成や採点方針の協議等の内容が明らかとなり、外部からの考査委員に対する問合せ、非難等が増すおそれが大きい。かかる事態が生じたならば、考査委員において、問題作成や採点に際して後日の批判を恐れて不必要な配慮を強いられるなどの負担が生じ、適切な出題により適確な能力判定を行うこと自体が困難となり、将来の司法試験の実施に著しい支障を及ぼすお

それがある。

また、考査委員は、非常勤の公務員であり、本務の傍ら問題作成や採点といった多大な時間と労力を要する職務に従事しており、ただでさえ非常に重い負担を負っているところ、更なる物理的・心理的負担に考査委員をさらすこととなれば、優秀な研究者や法曹実務家を考査委員に選任することが困難となるおそれもある。

以上のとおり、本件対象文書を開示すれば、司法試験の実施業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことは明らかである。

イ 平成27年司法試験問題漏えい事案の調査に対する支障

(ア) 平成27年司法試験問題漏えい事案については、上記1の5記載のとおり、司法試験委員会の下に設置されたワーキングチームにおいて、再発防止策の構築に向けた原因究明の調査を継続しており、現在も関係者に対するヒアリング等が続けられている。

ワーキングチームにおいては、平成28年司法試験について、法科大学院で現に指導に従事している者は司法試験の問題作成に従事させないことなどを提言したところであるが、平成29年司法試験以降の考査委員体制を含めた将来的な再発防止策の構築については、引き続き検討を行っている状況にある。また、特定考査委員によって漏えいが行われた原因について十分な調査を行わなければ、原因に対応した、適確かつ根本的な再発防止策の構築を行うことが困難であることから、ワーキングチームにおいては、このような観点からの原因究明調査を継続しているところである。

ところで、本件対象文書は、漏えいの発覚後の初期の段階における内部調査資料の一切であるところ、一連の調査は、関係者の任意の協力の下で行われ、例えば、関係者からの事実聴取に際しても、聴取者と被聴取者の信頼関係を元に、その内容が逐一公にはされないことを前提に、事実関係の説明や資料提出への協力を求めるなどしてきたところである。本件対象文書には、関係者のプライバシーや社会的名誉に関わる内容も含まれるところ、仮に、本件対象文書が公になることになれば、上記のような信頼関係が崩れ、例えば、今後ワーキングチームにおいて関係者に対する追加的なヒアリングの必要性を認めた場合において、協力を得ることができなくなったり、事実関係について率直な供述を得ることが期待できなくなったりするなどし、現在継続している調査に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(イ) また、ワーキングチームにおいては、本件対象文書を含めた様々な資料を分析検討し、必要に応じて新たな資料も確認するなどの調査・検討を継続しているところであって、その結果については然る

べき時期に公表されることが予定されている。当然のことながら、かかる調査・検討については、原資料についての分析・評価を行いつつ、必要に応じて更なる調査を行い、その公表に際しては、誤解等につながらないように留意し、必要十分な範囲で公にすることが想定されているところであるが、その過程において、原資料ともいうべき本件対象文書が公にされることとなれば、漏えいの原因等について一面的な憶測を招くこととなったり、誤った見方が世間一般に流布されたりする結果を招きかねず、そのような事態が生じれば、関係者の予断が生じるなどし、今後のワーキングチームにおける調査・検討に支障を来しかねない。

ウ 将来における類似の調査一般に対する支障

一連の調査は、あくまで関係者の任意の協力の下で行われており、関係者の聴取や資料提出も、その内容がそのまま公になることはないことを前提として実施されたものである。かかる前提が覆され、本件対象文書が開示されてその内容が周知されることになれば、将来において類似の調査を行う必要が生じた際、関係者から任意の協力を得ることがおよそ困難となるおそれ大きい。本件のごとき事案における事実関係の調査に際しては、関係者に対し、その影響や将来における批判・非難の可能性等に左右されることなく、率直かつ正確に事実関係を説明することを求めるとともに、十分な資料を入手し、それに基づいて的確な順序で調査を進めることが必要不可欠であるが、その過程が将来的に逐一明らかになる前提であれば、実効性がある調査を行うことは極めて困難となる。すなわち、将来における類似の調査において、適切な事実解明をなし得なくなり、ひいては、司法試験委員会において、不正行為に対する処分等の本来講じるべき措置を行うことが困難となりかねないところである。

(6) 本件対象文書の詳細な特定が困難であることについて

本件対象文書は、平成27年8月上旬に情報提供がなされた後、段階的に行われてきた調査の過程に伴って順次作成されてきたものであり、公表及び特定考査委員の刑事告発に至るまでの内部調査の状況をそのまま反映しているものである。既に述べてきたとおり、上記調査過程を公にすることについては、刑事手続における捜査の過程を推知させたり、それに対する誤解を生じたりするおそれがあるほか、今後のワーキングチームによる調査や将来における類似の調査に悪影響を及ぼすなどのおそれがある。そして、このおそれについては、例えば、関係者の聴取報告書についていえば、聴取を受けた者の供述内容を公にした場合のみならず、聴取を受けた事実の有無、聴取の時期、関係者の聴取の順序、聴取結果を踏まえて作成された資料の分量等が公になることによっても生

じ得る。かかる事情は、他の文書についても同様であり、資料の提出事実の有無、その時期、その分量、一定の資料分析が行われた時期、その分析結果の分量、陳述書という形態がとられた者の数、その範囲等の様々な情報により、調査の具体的過程が推知されるおそれがある。このように、本件対象文書は、秘密裏にかつ段階的に行われた調査の原資料という性質を有することから、不開示決定書及び本理由説明書に記載した範囲を超え、その内容を詳細に特定すること自体が困難である。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書については、法5条1号、4号、5号及び6号に該当する情報が記載されていることから、これらを不開示とした処分庁の決定は相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月21日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ④ 同日 審議
- ⑤ 平成29年9月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 平成30年2月22日 審議
- ⑦ 同年4月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる文書1ないし文書6であり、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（1））において、文書1ないし文書6について、おおむね以下のとおり説明する。

文書1は、特定考査委員に対する国家公務員法違反の事実に基づく告発に関連する文書であって、司法試験委員会において捜査機関に提出した告発関係書類の写しである。

文書2は、漏えい事案の調査の過程において、特定考査委員、受験者A、公法系科目（憲法分野）の考査委員等の関係者から聴取した内容等を記載した聴取報告書及びこれに類する文書である。

文書3は、一連の調査過程において、聴取対象者その他の者から入手した資料を添付するなどした報告書及びこれに類する文書である。

文書4は、調査過程において、受験者Aを含めた司法試験受験者の答案や成績の分析をはじめ様々な調査を行った結果を取りまとめた報告書及びこれに類する文書である。

文書5は、漏えい事案の関係者等からの陳述書や上申書である。

文書6は、司法試験委員会における、受験者Aに対する行政処分決定に

際して作成された関係書類である。

処分庁は、本件対象文書の全部を法5条1号、4号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分における法の適用条項を変更し、法5条1号、4号、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしているところ、上記のとおり、文書1は、捜査機関に提出した告発関係書類の写しであるとしていることから、文書1は、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第1項の訴訟に関する書類に該当する可能性があるため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件対象文書の訴訟に関する書類該当性及び不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 訴訟に関する書類該当性について

(1) 刑訴法53条の2第1項は、訴訟に関する書類については、法の規定を適用しない旨を規定しているところ、同項に定める訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、刑訴法53条の訴訟記録に限られず、不提出記録及び不起訴記録もこれに該当するものと解される。

刑訴法53条の2第1項が訴訟に関する書類につき法の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類が典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが多いものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続等に委ねるとしたものである。

(2) 当審査会において見分したところ、文書1は、特定考査委員に対する国家公務員法違反の事実に基づく告発状に添付された文書の写しであると認められる。

告発状は、捜査の端緒となる告発（刑訴法239条）の内容を示す文書であり、被疑事件に関して作成又は取得された書類であるところ、告発状の取扱いについては、刑訴法242条の規定等により、当該公訴事件の事件記録に編てつされ、捜査中であれば刑事事件の捜査記録、公訴提起がされた場合であれば当該事件の訴訟記録又は不提出記録、不起訴処分とされた場合であれば当該事件の不起訴記録の一部として保管されるものであるから、告発状は、刑訴法53条の2第1項に定める訴訟に関する書類に該当するものである。そして、同規定は、その対象を訴訟記録に限定せず、訴訟に関する書類と規定していることからすると、訴訟に関する書類には、訴訟記録や告発状のほか、当該告発状の添付書類を含む趣旨であると解するのが相当である。

また、文書1は、上記訴訟に関する書類の写しであるが、その場合で

も、内容は原本と全く同一であることから、訴訟に関する書類に該当するものと認められる。

以上を踏まえると、文書1は、告発状そのものではないが、告発状の添付書類の写しであり、全体として訴訟に関する書類に該当するものであるから、刑訴法53条の2第1項の規定に基づき、法の規定が適用されないものと認められ、不開示としたことは結論において妥当である。

3 不開示情報該当性について

(1) 文書2について

文書2は、漏えい事案に関して、司法試験委員会が関係する考査委員等から聴取した内容を報告書という形で整理した文書であり、標題、報告年月日、被聴取者の肩書き、氏名、聴取年月日及び聴取場所、聴取者及び立会人の肩書き、氏名及び印影並びに聴取した内容等が記載されており、被聴取者ごと一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 標題について

(ア) 当該部分の法5条1号ただし書該当性について検討すると、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、文書2は、原処分における行政文書不開示決定通知書において、「司法試験考査委員等からの聴取報告書」であることが明らかにされているため、当該部分を公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められることから、開示すべきである。

(イ) また、当該部分を公にしても、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。さらに、司法試験委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められない。加えて、司法試験委員会における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、司法試験委員会における調査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

(ウ) したがって、当該部分は、法5条1号、4号、5号並びに6号柱

書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 報告年月日について

当該部分を公にすると、漏えい事案に関して、司法試験委員会がどの程度の期間をかけて調査を行ったのかが推察され、調査に当たったの手法・内容等が明らかになり、今後同種の調査に当たり、司法試験委員会が行う調査等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、4号、5号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 被聴取者の肩書き、氏名、聴取年月日及び聴取場所について

被聴取者は、司法試験の考査委員であり非常勤の国家公務員であるが、司法試験委員会による調査において被聴取者として聴取に協力したにすぎず、考査委員が行う試験問題の作成、採点及び合格者の判定という職務の遂行であるとは認められないことから、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

また、当該部分のうち肩書き及び氏名は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。その余の部分については、関係者等一定範囲の者には、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条4号、5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 聴取者及び立会人の肩書き、氏名及び印影について

(ア) 当該部分のうち聴取者及び立会人の肩書きは、公務員の職であることから、法5条1号ただし書ハに該当すると認められる。

その余の部分については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）にいう公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名に該当し、かつ、これを公にしたとしても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、いずれの氏名及び印影についても、慣行として公にされることが予定されている情報であり、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

(イ) また、当該部分を公にしても、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある

とは認められない。さらに、司法試験委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められない。加えて、司法試験委員会における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、司法試験委員会における調査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

(ウ)したがって、当該部分は、法5条1号、4号、5号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 文書2のうち上記アないしエを除く部分については、漏えい事案に関して被聴取者から聴取した個別具体的な内容が記載されているものと認められ、これを公にすると、今後同様の問題が生じた際に、司法試験委員会が行う調査への関係者の協力をちゅうちょさせ、事実関係を解明するために必要な具体的な情報が十分に得られなくなるなど、司法試験委員会が行う調査等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、4号、5号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書3について

文書3は、司法試験委員会が、被聴取者等から入手した資料等であり、上記(1)オと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、4号、5号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書4について

文書4は、法務省等において、漏えい事案に関する様々な調査を行った結果を取りまとめた報告書等であり、法務省等における漏えい事案に係る調査の手法・内容等が明らかとなる情報であると認められ、上記(1)イと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、4号、5号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書5について

文書5は、漏えい事案の関係者等からの陳述書や上申書であり、それぞれ一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示について検討すると、個人識別部分については部分開示の余地はなく、その余の部分については、関係者等一定範囲の者には、特定個人が誰であるかが特定される可能性があり、かつ、これらの情報は、通常、他人に知られることを忌避する性質の特定個人の機微にわたる私的な情報であり、個人識別部分を除いたとしても、これを公にすることにより、なお特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条4号、5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 文書6について

文書6は、受験者Aに対する行政処分決定に際して作成された文書であり、上記(1)イと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、4号、5号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号、4号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号、4号、5号並びに6号柱書き及びイに該当することから不開示とすべきとしていることについては、文書1は、刑訴法53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類に該当し、法が適用されないと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であり、その余の部分のうち別紙2に掲げる部分を除く部分は、法5条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条4号、5号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同条1号、4号、5号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

- 文書 1 平成 27 年司法試験問題漏えい事案の告発に関連する文書（「告発状（写し）」を除く。）
- 文書 2 平成 27 年司法試験問題漏えい事案に関する司法試験考査委員等からの聴取報告書
- 文書 3 平成 27 年司法試験問題漏えい事案に関する書面等の入手報告書
- 文書 4 平成 27 年司法試験問題漏えい事案に関する法務省等による調査報告書（「平成 27 年司法試験考査委員の不正行為について」を除く。）
- 文書 5 平成 27 年司法試験問題漏えい事案の関係者等からの陳述書及び上申書
- 文書 6 平成 27 年司法試験問題漏えい事案に関する司法試験委員会決定に関する文書（「行政手続法に基づく弁明の機会の付与について（通知）（写し）」及び「司法試験法 10 条の規定に基づく決定について（通知）（写し）」を除く。）

別紙 2

文書 2 の標題並びに聴取者及び立会人の肩書き，氏名及び印影